

太田市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若年末期がん患者の在宅療養に係る費用の一部を助成することにより、住み慣れた自宅等で患者が自分らしく過ごせるよう在宅療養生活の質の向上に資する支援を行い、もって患者及びその家族の負担軽減を図ることを目的とする。

(助成対象サービス)

第2条 助成金の交付の対象となるサービス（以下「助成対象サービス」という。）は、次条に規定する助成対象者に対する次に掲げる在宅療養上のサービスとする。

- (1) 訪問介護（身体介護、生活援助及び通院等乗降介助）
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 福祉用具貸与
- (4) 福祉用具購入
- (5) 介護支援専門員による事業所の紹介・調整等

(助成対象者)

第3条 太田市若年がん患者在宅療養支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 助成対象サービスの利用時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 助成対象サービスの利用時に年齢が39歳以下（40歳に達する日の前日まで）であること。
- (3) 在宅療養上の生活支援又は介護が必要であること。
- (4) 他の公的支援（小児慢性特定疾病日常生活用具給付その他市長が認める公的支援を除く。以下同じ。）を受けることができないこと。
- (5) 末期がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したがん患者をいう。）であること。

(利用上限額)

第4条 助成対象サービスの利用上限額は、次の表に定めるとおりとする。

区分	助成対象サービス	利用上限額
0歳から19歳までの者で小	訪問介護及び訪問入浴介護	月額50,000円

児慢性特定疾病日常生活用具 給付を受けているもの	介護支援専門員による事業 所の紹介・調整等	月額10,000円
0歳から19歳までの者で小 児慢性特定疾病日常生活用具 給付を受けていないもの及び 20歳から39歳までの者	訪問介護、訪問入浴介護及 び福祉用具貸与	月額80,000円
	福祉用具購入	50,000円
	介護支援専門員による事業 所の紹介・調整等	月額10,000円

(利用者負担)

第5条 助成対象者が負担すべき費用の額（以下「利用者負担額」という。）は、利用した助成対象サービスに要した費用の1割とする。ただし、助成対象サービスに要した費用の額が利用上限額を超えた場合には、超過額の全額を利用者負担とする。

(申請)

第6条 助成対象者又はその家族（以下「申請者」という。）は、太田市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（様式第1号）に医師の意見書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、助成対象サービスの提供を受けた場合において、助成金の請求及び代理受領をサービス事業者に委任するものとする。申請者が委任しないときは、助成対象サービスに要した費用の全額を当該事業者を支払わなければならない。

(決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、太田市若年がん患者在宅療養支援事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の届出義務)

第8条 決定通知を受けた申請者は、決定したサービスの内容を変更する必要があるときは、太田市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更（中止）申請書（様式第4号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

(変更等の決定及び変更通知)

第9条 市長は、前条の規定による変更申請書を受理したときは、速やかに変更の可否を決定し、太田市若年がん在宅療養支援事業利用変更決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(利用の中止又は取消し)

第10条 市長は、第7条又は第9条の規定による決定を受けた者が次の各号のいずれか

に該当するときは、本事業の利用を中止し、又は取り消すことができる。

(1) 疾病等により本事業の利用が困難であると認められるとき。

(2) 市長が本事業を利用することについて適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により本事業の利用を中止し、又は取り消しをしたときは、太田市若年がん患者在宅療養支援事業利用取消（中止）通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（サービス提供事業者への依頼）

第11条 サービスを提供する事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定を受けた介護サービス事業者とし、サービスの利用に当たっては申請者から介護サービス事業者へ依頼するものとする。この場合において、市は、申請者から相談等があった場合、必要な情報を提供することとする。

（利用料の請求及び支払）

第12条 介護サービス事業者は、サービスの提供を終えたときは、サービスを提供した期間中の利用者負担額を除いた額（以下「利用料」という。）をまとめて、太田市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付請求書（様式第7号）、太田市若年がん患者在宅療養支援事業実績報告書（様式第8号）及び申請者からの委任状（様式第9号）により、市に請求するものとする。ただし、サービスを提供している期間中であっても、月単位で請求することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が委任しなかった場合又は申請しないままサービスを利用した場合、利用料の償還払いを行うことができるものとする。この場合において、申請者は、太田市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付請求書、太田市若年がん患者在宅療養支援事業実績報告書及び10割負担した領収書を添付の上、市長に請求できるものとする。

3 市長は、介護サービス事業者又は申請者から利用料の請求があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合に利用料を支払うものとする。サービスの提供を終えた日から起算して1年を経過する日までに利用料の請求がなかったときは、その効力を失うものとする。

（助成金の返還）

第13条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたものと認めるときは、本事業の支援の決定を取り消すとともに、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（公的負担）

第14条 本事業は、群馬県若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付要綱（令和4年4月1日制定。以下「県要綱」という。）による交付対象事業であり、交付補助額は県要綱に定めるとおりとする。

（個人情報の取扱い等）

第15条 市は、本事業の実施にあたり、個人情報の取扱いに充分留意するとともに申請者の心情に充分配慮した対応を取るものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。